

## 令和6年度動画を活用したインバウンド向け情報発信事業 募集要項

### 1 目 的

大分県の観光資源（温泉・自然・風景・史跡・イベント・食・体験 等）の魅力を最大限に表現するプロモーション動画と、アドベンチャーツーリズムのモデルコース紹介動画を制作し、「欧米豪」と「アジア圏」からのさらなる誘客を図ることを目的とする。また、制作した動画を活用しメディアや SNS 等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的な活用を図り、大分県やアドベンチャーツーリズムの認知度向上を目指す。

### 2 委託業務の概要

- (1) 委託名：令和6年度動画を活用したインバウンド向け情報発信事業
- (2) 履行場所：大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階  
公益社団法人ツーリズムおおいた
- (3) 履行期間：契約の締結日から令和7年3月31日（月）まで  
また、それぞれの動画の納期は以下の通りとする
  - ①プロモーション動画：令和6年12月31日（火）まで
  - ②アドベンチャーツーリズム紹介動画：令和6年9月30日（月）まで
- (4) 業務概要：別紙「令和6年度動画を活用したインバウンド向け情報発信事業委託 仕様書」による
- (5) 委託上限額：9,400,000円（消費税及び地方消費税含む）  
（上記金額には、撮影に係る取材・交通費等の経費、納品に係る経費等を含む）

### 3 スケジュール・提出締切

令和6年 4月19日（金）	公募開始
24日（水）	質問書 提出締切（17：00）
26日（金）	参加申込書 提出締切（17：00）
5月 8日（水）	企画提案書・辞退届 提出締切（17：00）
16日（木）	審査会実施についての通知
20日（月）～24日（金）	審査会
のいずれか	
29日（水） 予定	結果通知

### 4 提出先

大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階  
公益社団法人ツーリズムおおいた 宛て（担当：城井）

### 5 参加資格等

本業務への参加申込ができる事業者は、以下（1）及び（2）の項目すべての要件を満たす者とする。  
なお、資格要件確認のため大分県警察本部等に照会する場合がある。

## (1) 参加資格

- ① 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。  
大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、「7(2) 参加資格に関する必要書類」に記した必要書類一式を提出すること
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団(員)に経済上の利便や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団(員)であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。  
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び地方税(日本国及び対象市場国・地域のこれらに相当するもの)を滞納していない者であること

## (2) 参加条件

- ① 仕様書の「4. 業務内容」に記載する各業務に類似する過去の事業実績を有し、当該業務の適切な遂行が可能であること。
- ② ミーティングは、常に日本語対応が可能であること。
- ③ 他企業等と連携して(「共同企業体」として)申し込みをする場合の要件は以下のとおりとする。  
なお、共同企業体のうち、代表する事業者を「代表事業者」、その他の事業者を「連携企業」とする。
  - ア 代表事業者が参加申込みを行うこと。なお、代表事業者は(1)参加資格の①～⑤の要件をすべて満たすこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が(1)参加資格の②～⑤の要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体として(2)参加条件の①～③を満たすこと。
  - エ 代表事業者は他の代表事業者の連携企業でないこと。また、連携企業は、複数の代表事業者の連携企業とならないこと。
  - オ 代表事業者は、連携企業との連携に関して、本業務の主たる業務を連携企業に委託しないこと。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正等の行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出締切までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

## 7 企画提案競技参加申込

### (1) 必要書類

この企画提案競技に参加を希望する場合は、「3 スケジュール・提出締切」に定められた期日までに次に定める書類を提出すること。

#### 【単独で参加申込みを行う場合】

- ① 公募型企画提案競技参加申込書（別紙1の1） 1部
- ② 誓約書（別紙2の1） 1部
- ③ 会社概要書（会社の業務内容が確認できるパンフレット等の書類） 1部
- ④ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写しや事業内容が分かる書類。）

#### 【他の企業等と連携して参加申込みを行う場合】

- ① 公募型企画提案競技参加申込書（別紙1の2） 1部
- ② 誓約書（別紙2の1） 1部 ※代表事業者用
- ③ 誓約書（別紙2の2） 1部 ※連携企業用
- ④ 会社概要書（会社の業務内容が確認できるパンフレット等の書類） 1部
- ⑤ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写しや事業内容が分かる書類。連携企業が事業実績を有する場合は、そちらを提出すること）

※ 誓約書及び会社概要書は、代表事業者のみでなく、連携企業も提出すること

### (2) 参加資格に関する必要書類（資格審査書類）

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、「(1) 必要書類」で定めた資格審査書類のほか、次に定める①～⑤の必要書類をあわせてご提出ください。

#### ①財務諸表の写し（直近1年間分のもの）

- ・書類欄外に法人名と決算期を記載してください。
- ・財務諸表のうち「貸借対照表」及び「損益計算書」を提出してください。（その他の決算関連書類の提出は不要です。）
- ・連結決算の場合は、申請する法人の単体決算部分のみ提出してください。
- ・決算が確定している直近の事業年度が1年未満の場合は、それ以前の事業年度分も提出してください。（合計して1年間以上の事業年度について提出してください。）

#### ②登記事項証明書（現在事項全部証明書）

- ・発行後3か月以内のものを提出してください。
- ・「履歴事項全部証明書」でも構いません。

#### ③国税納税証明書（その3の3）

- ・発行後3か月以内のものを提出してください。
- ・直近1事業年度分のみの証明で結構です。
- ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用（その3の3）を提出してください。
- ・交付手続きについては、申告書提出先税務署等にお問い合わせください。

#### ④都道府県民税納税証明書

- ・未納額のないことを証明する書類を提出してください。

#### ⑤印鑑証明書（法人実印）

- ・発行後3か月以内のものを提出してください。
- ・法務局届出の法人印鑑の証明書を提出してください。
- ・交付手続きについては、最寄りの各法務局・地方法務局にお問い合わせください。

### （3）企画提案競技参加申込書の提出に関する注意事項

提出は原本（紙）の提出を必須とする。

持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

原本が期日までに提出先に届かない場合は、事前にデータを提出締切までに送付すること。ただし、その場合でも原本は必ず提出することとし提出締切当日の消印有効とする。提出締切当日を過ぎた消印で原本が届いた場合は、データを締切までに送付している場合でも失格とする。

### （4）辞退届の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「3 スケジュール・提出締切」で定められた期日までに「辞退届」（別紙4）を提出すること。

## 8 質問の受付及び回答

### （1）質問の受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙3）にて行うものとし、「3 スケジュール・提出締切」で定められた期日までに E-mail で提出すること。

なお、E-mailの件名は「令和6年度動画を活用したインバウンド向け情報発信事業に関する質問」とすること。

### （2）質問に対する回答

質問に対する回答は「3 スケジュール・提出締切」で定められた期日を目途にホームページにて公開予定。回答内容は本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

## 9 企画提案書の提出

企画提案競技に参加を申し込んだ場合は、「3 スケジュール・提出締切」に定められた期日までに、（1）～（3）に定める書類を 10部 提出すること。

### （1）提出書類

#### ① 表紙（様式自由：A4版）

会社名、担当者名及び電話番号等連絡先（E-mail含む）を明記すること。

## ② 企画提案書（一部様式指定：A4版）

企画提案書の提出は1社1案とする。別紙仕様書の内容及び以下（i）～（iii）を踏まえ、独自の企画提案を行うこと。

### （i）動画制作に関すること

- ・「プロモーション動画」「アドベンチャーリズム紹介動画」のロングバージョンについて、構成イメージが伝わるよう絵コンテ等を用いて説明すること。
- ・各ターゲットに対して、動画を通して大分県の魅力が伝わる具体的な提案をすること。

### （ii）効果的なデジタルプロモーションと分析に関すること

- ・効果的な情報発信の手法について提案すること。
- ・分析報告のイメージを説明すること。

### （iii）スケジュールに関すること

- ・全体スケジュールを提示すること

## ③ 連携企業等の一覧表（様式自由：A4版）

業務の実施にあたり、連携して業務を行う企業等がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして提出すること。

なお、本業務のすべてを連携企業に請け負わせることは認めない。

## ④ 業務実施体制表（様式自由）

組織体制、事業責任者、配置予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載すること。

## ⑤ 企業組織の概要（様式自由）

## ⑥ 同様の事業実施実績

連携企業がある場合は連携企業の実績も記載すること。

## ⑦ 令和6年度事業実施にかかる見積書（指定様式）※詳細については任意様式でも可

項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。

## （2）製本方法

- ・A4サイズ（片面印刷）
- ・ページ数は（1）提出書類①②で20ページ以内（③以降はページ数に含めない）。
- ・ファイル等による綴込みはしないこと。
- ・2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。
- ・ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること
- ・白黒・カラーは問わない。

## （3）企画提案書の提出に関する注意事項

提出は原本（紙）の提出を必須とする。

持参する場合は、休日等を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

原本が締切までに提出先に届かない場合は、事前にデータを提出締切までに送付すること。ただし、その場合でも原本は必ず提出することとし提出締切当日の消印有効とする。提出締切当日を過ぎた消印で原本が届いた場合は、データを締切までに送付している場合でも失格とする。

## 10 審査の実施

審査は審査委員会を設置し、下記（１）のとおりプレゼンテーション形式での審査会を行う。提出された企画は下記（２）の審査基準により審査を行う。ただし、審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

なお、応募者が多数の場合は、「12 その他」に定めるとおり予備審査を行う場合がある。

審査結果は「3 スケジュール・提出締切」に定めた期日を目処に文書により通知する。最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。

### （１）審査会概要

日 程： 「3 スケジュール・提出締切」の日程のいずれか ※別途通知予定

場 所： Web会議システムZoomにて

所要時間： 20分程度＋質疑応答15分

### （２）審査基準

提案された企画は次の項目により審査を行う。

項目	内容
1 基本事項	
企画の趣旨	・委託事業の目的に沿った企画提案になっているか。
2 企画力	
動画制作	・大分県の魅力が伝わる内容となっているか。
動画制作	・各ターゲットの趣向に合わせた内容となっているか。
デジタルプロモーションと分析について	・戦略的で効果的な情報配信手法を提案できているか。 ・来年度以降のプロモーション戦略が立案可能な分析手法となっているか。
3 価格提案	
見積金額	・適切な見積り設定になっているか。
4 業務実施体制	
組織体制	・スタッフ、人員、会社の運営体制が充実しているか。 ・連携企業がある場合は、連携企業の役割が明確になっているか。
業務遂行能力	・同様業務の過去実績・成果を具体的に示しているか。 ・本業務を確実に遂行できるだけの能力が備わっているか、同様業務の過去実績・成果から判断できるか。
スケジュール	・計画的なスケジュールとなっているか。

## 11 留意事項

- （１）委託者は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することがあること。
- （２）その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県

個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の関係条例規則等に従うこと。

- (3) 契約締結後であっても提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合等は契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

## 12 その他

- (1) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする
- (2) この要項に定めのない事項については別途協議のうえ決定する
- (3) 提出された企画提案書は返却しない
- (4) 提出締切後の企画提案書の提出は認めない。また提出締切後の差替え及び再提出も認めない
- (5) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある
- (6) 提案者が多数の場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者に E-mail にて通知する。
- (7) 機密情報及び個人情報保護については別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

問合せ・提出先

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階  
公益社団法人ツーリズムおおいた 観光企画部 調査企画課  
城井 宛て

TEL : 097-536-6250 E-mail : [kii@we-love-oita.or.jp](mailto:kii@we-love-oita.or.jp)